

組合会館使用規定

◆会館使用申込み

組合会館の使用申込は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ組合窓口又はFAXでお申込みください。

なお、申込は使用日の6か月前から受付いたします。

◆使用料

施設の使用料は、別紙使用申込書の記載のとおりです。

◆キャンセル料

- ①前日の場合 基本料金（消費税含む）の50%
- ②当日の場合 基本料金（消費税含む）の100%をいただきます。

◆使用時間

組合会館の使用時間は、原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。

◆禁止事項

- ①申込受付後、使用者による転貸及び使用内容の変更は認めません。
- ②所定の場所以外の喫煙、飲食は認めません。

◆使用取り消し

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- ②暴力団等との関連が明らかになるなど不適當であると認めるとき。

◆建物及び備品等の使用・管理

①設備及び什器備品類を汚損、紛失、毀損したときは、その損害を賠償していただきます。

②展示場、会議室及び和室の机・椅子等は、使用后所定の場所へ戻して下さい。

③組合会館にポスター等を掲示するときは、本組合の許可を受けて下さい。

*** 飲食物のゴミや段ボール等の廃棄物は、お持ち帰り下さい。**

